

第1 県税の概況

1 県税決算の概要

(1) 平成29年度の県税収入は、約1,694億円となり、最終予算額を約39億円上回ることができた。

前年度決算額と比較すると熊本地震からの復興に伴う景気回復の影響等による地方消費税の増収や、企業収益の改善に伴う法人二税の増収等により約176億円の増収となり、収入歩合は0.6ポイント上昇し、98.6%となった。

税目別にみると、熊本地震復興関連需要に加え、景気回復による増加により地方消費税は約76億円増（+33.6%）、企業収益の改善による増加により、法人事業税は約45億円増（+15.2%）となった。

一方、加熱式たばこへの移行等による調定額の減少に伴い県たばこ税は約1億円減（▲4.7%）最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物の減少による調定額の減少により産業廃棄物税は約3千万円減（▲23.8%）となった。

表I 平成29年度主要税目の前年度比較及び増減理由 (単位:百万円、%)

税目	平成29年度 決算額A	平成28年度 決算額B	Aの 構成比	増減 A-B	前年度決算 比伸び率(%)	平成28年度決算額と比較した場合 の増減要因
個人県民税	49,728	48,318	29.4%	1,410	2.9	雇用状況の改善による課税対象納税義務者数の増加
法人県民税	6,602	5,780	3.9%	822	14.2	法人税(国税)の増加に伴う法人税割額の増加
県民税利子割	561	354	0.3%	207	58.4	郵便局の定期預金の満期集中による調定額の増加
個人事業税	1,674	1,506	1.0%	167	11.1	熊本地震復興関連需要による調定額の増加
法人事業税	34,057	29,568	20.1%	4,489	15.2	企業収益の改善による増加
地方消費税	30,292	22,678	17.9%	7,614	33.6	熊本地震復興関連需要に加え、全国的な景気回復による増加
不動産取得税	4,309	3,198	2.5%	1,111	34.7	平成28年熊本地震による課税を見合わせていたものを再開したための増加
県たばこ税	2,023	2,122	1.2%	▲99	▲4.7	加熱式たばこ等への移行による調定額の減少
ゴルフ場利用税	568	487	0.3%	81	16.6	平成28年熊本地震により休業していたゴルフ場の利用再開によるゴルフ場の利用が回復したことによる調定額の増加
自動車税	21,730	21,321	12.8%	409	1.9	自動車の登録台数増加に伴う課税台数の増加
自動車取得税	2,461	1,772	1.5%	688	38.8	H29税制改正によるエコカー減税の基準引き上げに伴う課税台数の増加
軽油引取税	15,242	14,514	9.0%	728	5.0	熊本地震の復興需要等による軽油消費量の増加
産業廃棄物税	102	134	0.1%	▲32	▲23.8	最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物の減少による調定額の減少
その他	30	30	0.0%	▲0	▲0.8	
合計	169,378	151,785	100%	17,594	11.6	

※四捨五入により、各税目毎の税額計と合計額が合わない場合があります。

表II 県税調定収入の推移

(単位；百万円)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調定額	142,229	146,713	162,404	154,886	171,807
収入額	137,742	142,818	158,958	151,785	169,378
不納欠損額	468	412	394	335	305
収入未済額	4,019	3,482	3,052	2,767	2,124
収入歩合	96.8	97.3	97.9	98.0	98.6
調定対前年比	101.1	103.2	110.7	95.4	110.9

(2) 収入未済額の内訳

平成29年度の収入未済額は2,123,581,953円で、前年度に比較して643,558,690円の減少となった。

① 税目別内訳……表Ⅲのとおり

収入未済は、件数、税額ともに減少した。

個人県民税は、収入未済額の78.8%を占めており、この圧縮が急務であることから、各広域本部（天草以外）に特別対策班を設置し、市町村への助言機能を充実させ、併任徴収や徴収引継等の直接支援を行うとともに、個人住民税の特別徴収事業者への完全指定を実施し、滞納の未然防止に取り組んだ。

また、個人県民税を除いた収入未済件数の71.5%を占め、滞納整理に多くの労力を要する自動車税対策も重要な課題であり、滞納整理の早期着手等に取り組み、未収金の圧縮を図った。

② 滞納状況別内訳……表Ⅳのとおり

表Ⅲ 収入未済額の税目別内訳

(単位：件、円)

年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人県民税	93,813	2,445,049,065	85,879	2,302,917,582	72,493	1,672,934,939
法人県民税	828	27,039,948	684	17,228,270	535	13,557,256
個人事業税	511	56,895,244	445	48,899,607	335	49,976,250
法人事業税	156	51,806,506	139	23,805,698	134	25,191,232
不動産取得税	953	205,611,929	805	153,752,110	824	165,134,194
県たばこ税						
ゴルフ場利用税	1	504,000	10	8,375,195	5	3,158,257
自動車税	5,237	177,064,685	5,965	207,312,911	4,610	159,233,522
鉦区税	18	1,402,400	3	330,000	3	330,000
自動車取得税					2	31,500
軽油引取税	9	86,568,471	1	4,519,270	3	34,034,803
料理飲食等消費税						
特別地方消費税						
計	101,526	3,051,942,248	93,931	2,767,140,643	78,944	2,123,581,953

表IV 収入未済額の滞納状況別内訳

(単位:円、%)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比
個人県民税	2,445,049,065	80.1	2,302,917,582	83.2	1,672,934,939	78.8
財産差押中	32,583,488	1.1	22,509,975	0.8	20,391,930	1.0
換価猶予中	0	0.0	0	0.0	4,278,497	0.2
徴収猶予中	87,402,360	2.9	76,966,467	2.8	122,396,541	5.8
交付要求中	14,027,720	0.5	16,162,354	0.6	16,493,211	0.8
分納誓約中	22,052,527	0.7	21,620,681	0.8	21,645,784	1.0
徴収嘱託中	0	0.0	0	0.0	0	0.0
滞納処分停止中	112,665,073	3.7	74,629,140	2.7	68,277,945	3.2
そ の 他	338,162,015	11.1	252,334,444	9.1	197,163,106	9.3
計	3,051,942,248	100.0	2,767,140,643	100.0	2,123,581,953	100.0

(3) 不納欠損額の内訳

平成29年度の不納欠損額は305,023,634円で、前年度に比較して29,497,940円の減となった。

表V 不納欠損額の税目別内訳

(単位:件、円、%)

税目	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	件数	税 額	税 額 構成比	件数	税 額	税 額 構成比	件数	税 額	税 額 構成比
個人県民税	12,477	330,634,516	83.9	9,493	260,149,511	77.8	8,237	258,082,254	84.6
法人県民税	83	1,983,164	0.5	118	8,772,752	2.6	102	2,441,978	0.8
個人事業税	84	10,484,988	2.7	37	3,937,087	1.2	32	6,281,283	2.1
法人事業税	9	986,611	0.3	29	33,101,758	9.9	13	2,454,675	0.8
不動産取得税	39	8,410,044	2.1	24	4,506,211	1.3	32	12,016,410	3.9
県たばこ税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ゴルフ場利用税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
自動車税	1,294	41,797,948	10.6	668	22,871,855	6.8	602	19,117,764	6.3
鉱 区 税	0	0	0.0	16	1,182,400	0.4	1	110,000	0.0
軽油引取税・ 旧	0	0	0.0	0	0	0.0	1	4,519,270	1.5
料理飲食等消費税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
特別地方消費税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
計	13,986	394,297,271	100.0	10,385	334,521,574	100.0	9,020	305,023,634	100.0

2 主要税目別調定状況の概要

平成 29 年度の県税調定額（現年度分）は、1,691 億 50 百万円、対前年度比 111.4%で 173 億円の増となった。これを税目別にみると、個人県民税（102.2%）、法人県民税（114.2%）、法人事業税（115.2%）、地方消費税（133.6%）等の税目で前年度を上回り、県たばこ税（95.3%）、狩猟税（97.9%）、産業廃棄物税（76.2%）等の税目は前年度を下回っている。

(1) 個人県民税

配当割、株式等譲渡所得割の増により、対前年度比 102.2%と上回った。

(2) 法人県民税

法人税割の課税標準となる法人税（国税）の減少により、対前年度比 86.2%と下回った。

(3) 県民税利子割

銀行預金利子の増により、対前年度比 158.4%と上回った。

(4) 法人事業税

主要業種である物品販売業及び請負業の業績が増加したことにより、対前年度比 111.9%と上回った。

(5) 法人事業税

地方法人特別税の一部復元による税率引上げの影響が平準化したことにより、対前年度比 112.5%と上回った。

(6) 地方消費税

平成 28 年熊本地震復興関連需要に加え、全国的な景気回復により、対前年度比 133.6%と上回った。

(7) 不動産取得税

平成 28 年熊本地震により課税を見合わせていたものを再開したことにより、対前年度比 136.8%と上回った。

(8) 県たばこ税

たばこの売渡本数の減少により、対前年度比 95.3%と下回った。

(9) ゴルフ場利用税

平成 28 年熊本地震からのゴルフ場の復旧による利用者の増加により、対前年度比 113.7%と上回った。

(10) 自動車税

登録台数の増加により、対前年度比 101.5%と下回った。

(11) 自動車取得税

エコカー減税の基準の厳格化のため、対前年度比 138.8%と上回った。

(12) 軽油引取税

平成 28 年（熊本地震に係る復興需要により、軽油消費量が増加し、対前年度比 105.6%と上回った。

3 平成29年度地方税徴収の対策について

平成29年度においては、熊本地震により未だ、生活や事業継続が困難な状況にある納税者に対する賦課徴収に当たっては、昨年度に引き続き、被災地域の復旧の状況や、個々の生活の状況等を的確に把握し、生活や事業再建の妨げとならないよう配慮しながら取り組む方針を定めた。

滞納整理に当たっては、税負担の公平性を実現するため、進行管理の徹底及び実務能力の向上を図るとともに、税目や現繰別を問わず、滞納事案に即した効率的な財産調査を行い、迅速かつ適切な対応と厳正な滞納処分を目指した。特に、高額・悪質滞納事案については、全庁的な連携を図りながら取り組むとともに、滞納処分の早期着手に努めた。

なお、滞納整理に当たっては、熊本地震の被災者への配慮と納税者の権利を尊重しつつ、それぞれの実情に応じた適切な対応に努めた。

個人県民税の徴収向上に向けた対策として、平成29年度は、熊本地震からの復興に向けた対応に迫られる市町村もあることから、「個人県民税徴収強化計画」(H26～H28)を踏まえた取組みを引き続き実施し、各広域本部特別対策班を中心に併任徴収や徴収引継等による市町村への直接支援及び進行管理等の業務プロセス改善のための間接支援の実施等、市町村の実情に即した支援・助言を行った。

平成29年度地方税徴収対策の取組みの概要は、次のとおりである。

1 徴収対策概要

県税滞納の防止・圧縮に向けて、次のとおり徴収対策の実施。

(1) 平成28年熊本地震により被災した滞納者に対する滞納整理

- ① 熊本地震の被災者に対しては、その生活状況等を的確に把握した上で、納税緩和措置の適用を含め、引き続き適切な対応に努める

(2) 滞納整理の推進

- ① 年間及び月間滞納整理計画の策定と進行管理
- ② 預金、給与等の適時適切な差押えの実施

(3) 個人県民税対策の推進

- ① 各広域本部における特別対策班を中心とした市町村支援の実施
- ② 併任徴収や徴収引継等による直接支援に加え徴収業務の進行管理、効率化等の業務プロセス改善のための間接支援の実施

2 徴収対策結果

平成 29 年度は熊本地震による被災者への配慮と納税者の権利を尊重しつつ、それぞれの実情に応じた適切な対応に努める一方、税負担の公平性の実現のため「滞納整理の推進」と「個人県民税対策の推進」を重点に徴収対策に取り組んだ。

特に、個人県民税に関しては、各広域本部の特別対策班による市町村への助言機能を充実させ、併任徴収や徴取引継等の直接支援を行うとともに、市町村職員のスキルアップや業務効率化等の業務プロセス改善支援も併せて実施した。

(1) 滞納整理の推進

- ① 「平成 29 年度県税滞納整理実施要領」に基づき、滞納整理強化期間等を設定し、滞納者との接触強化を図り、預金、給与等の差押えを早期に実施するなど、滞納整理の早期着手に努めた。
 - 預金、給与等の債権差押件数 1,481 件
 - その他の財産を含めた差押件数 1,493 件
- ② 悪質滞納者に対して、捜索を含めた財産調査を行い、差押を強化した。
 - 捜索件数 5 件

(2) 個人県民税の徴収対策

- ① 各広域本部における特別対策班を中心に併任徴収や徴取引継等の取組を内容とする市町村支援を実施した。
 - 市町村への職員派遣(併任徴収) 延べ 755 人(35 市町村)
 - 共同催告 2,745 件(18 市町村)
 - 徴取引継 14 百万円(9 市町村)
 - 地域版滞納整理機構への支援 7 地域(上益城・下益城、阿蘇、玉名、人吉・下球磨、菊池、奥球磨、氷川・七浦)
- ② 併任徴収や徴取引継等の直接支援に加え、スキルアップや業務効率化等の業務プロセス改善のための間接支援や、熊本地震の震災対応等で通常業務に支障が生じている市町村への支援を内容とする「個人県民税徴収強化計画(H30～H32)」の策定した。
- ③ 熊本県地方税収確保対策連絡会議による市町村との連携を図った。
 - 滞納額圧縮のため、「財産調査の手法及び特殊な差押え」をテーマに、特殊な差押えについての整備研究を行った。

(3) 自動車税の徴収

- ① 年間滞納整理計画を策定し、進行管理の徹底を図り、給与・預金を中心として、県下一斉に、財産調査と差押えを実施し、早期の滞納圧縮を図った。

なお、平成 28 年熊本地震の被災者に対しては、その生活状況等を的確に把握した上で、納税緩和措置の適用を含め、適切な対応に努めた。
- ② 自動車税納期内納付の取組みの一環として広報の強化等の納期内納付率向上に取り

組んだ。

- 納期内納付率 79.2%(前年度 86.2%)

※前年度は平成 28 年熊本地震の影響により納期を 8 月に延期したことによるもの

- コンビニ納付利用率 34%(前年度 38%)

- H29からクレジット納付の導入開始

クレジット納付利用率 2.15%(前年度－%)

- ③ 電話による納付確認(コールセンター)業務を民間に委託することで、滞納処分等の業務に割く時間を確保し、より効率的かつ効果的な滞納整理を行った。

第1 県税を取り巻く環境

1 これまでの県財政運営と県税の取組み

本県では、危機的な財政状況を踏まえ、平成21年2月に熊本県財政再建戦略（以下「戦略」という。）を策定し、歳入強化と歳出抑制の取組みを進めてきた。

こうした取組みにより、戦略策定前に見込まれた毎年200億円超の財源不足を解消するとともに、通常県債の残高は、平成19年度末の1兆693億円から平成27年度末には、9,155億円まで減少し、財政調整用4基金についても戦略策定当時の2倍となる106億円を確保することができた。

県税についても、適正課税や更なる徴収率アップに向けた収税対策等の取組みを強化してきた。平成21年度決算（ピーク時）においては約55億8千万円となった県税未収金は平成27年度決算においては約30億5千万円まで圧縮され、特に、県税未収金の約8割を占める個人県民税については、県・市町村が強力で連携して圧縮に取り組んだ結果、平成27年度決算では約24億5千万円と、ピーク時（平成22年度）の60%まで減少している。

しかし、平成28年度に発生した熊本地震が、県財政にも大きな影響を与えることとなり、熊本地震からの速やかな復旧・復興を図るための予算を中心に編成したため、平成28年9月補正予算編成後には財政調整用4基金が一時的枯渇する状況となった。

そこで、平成29年度当初予算の編成においては、財政調整用4基金残高を、蒲島県政2期目のスタート（平成24年6月肉付け後）と同規模程度となる84億円を確保するとともに、通常県債の新規発行額（476億円）を元金償還額（662億円）以下に抑制し、県債残高を減少させるなど、これまで進めてきた財政健全化の流れを維持した。

ただ、地震からの復旧・復興には長い年月と多額の経費が必要であることから、復興の財源となる県税の確保は、今後は更に重要性を増すものと考えられる。

2 最近の経済情勢と熊本地震の県税への影響

本県の景気は、平成26年4月から緩やかな回復基調を続けてきたところであり、平成27年度の税収は1,589億円に達した。平成28年度も当初予算では、1,555億円の税収を見込んでいたが、熊本地震により本県の経済活動は大きな影響を受け、また税務部門では、課税の見合わせや、被災状況に配慮した滞納処分を行うなどの対応を取ったことから、決算額は1,497億円と当初予算を約58億円下回る見込みである。

平成29年度は、復興需要等により本県経済は回復に向かうと予想されるものの、一部の企業業績の好転が見込めず、全国的な消費の低迷等もあって、税収は約1,536億円（対前年度当初比▲1.2%）と見込んでいる。

第2 基本方針

1 信頼される税務行政の確立

- (1) 計画的な事務執行及び事務の見直し
税務運営の確実な執行を図るため、具体的な目標を掲げた事務執行計画を策定し、県民サービスを維持しつつ、業務の効率化を図る。
- (2) 事務管理の徹底
賦課徴収業務における事故等を未然に防止するため、内部チェック機能を強化する。事故等が発生した場合は、迅速かつ適正に対応するとともに、すべての所属で事故等に係る情報を共有し、再発防止を徹底していく。
- (3) 公金の適切な管理の徹底
県民等から託された県政の貴重な運営資金である県税を扱う立場として、より厳しい公務員倫理の確立と服務規律の確保に努める。
特に、管理監督者においては所属職員の金銭に対する公私峻別の意識徹底を図り、公金の適切な管理を行う。
- (4) 個人情報の適切な管理の徹底
県税事務においてはこれまでも、個人情報の取扱いについては細心の注意を払ってきたところであるが、平成28年1月1日よりマイナンバー制度が開始されたこともあり、改めて特定個人情報を含め、個人情報の扱いには一層適切な管理を行う。

2 適正かつ公平な賦課徴収の実現

- (1) 適正な課税の徹底
課税及び減免等に係る関係法令を適正に適用するとともに、的確な調査及び指導を実施し、不適正な申告を確実に是正する。
- (2) 早期の滞納整理・処分の徹底
期限内の自主的納付の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対しては、迅速な滞納整理・処分等により確実に納税義務を履行させる。
- (3) 納税者の利便性の確保
平成29年4月から、クレジットカードによる納付を導入したが、引き続き、納税者の利便性確保のため、納付方法の拡大等の検討を行っていく。
- (4) 税務広報、租税教育の推進
納税意識の啓発を図るため、各種の広報媒体を通じて広報活動を行うとともに、法令や事務手続について、納税者に分かりやすく的確に周知する。
また、納税意識を醸成するため、租税知識の普及に主眼を置いた教育活動に取り組む。
- (5) 熊本地震への適切な対応
被災地域の復旧や個々の納税者の生活状況を的確に把握し、納税緩和措置の適用など、被災者の生活や事業再建に向け、適切に対応するとともに、被災市町村の税務事務に対しても必要な支援を行っていく。

3 人材の育成

- (1) 研修制度の充実
熊本県税務職員等研修実施要項に基づき、各職場においてOJTを含めた計画的な職場研修を実施するとともに、本庁による集合研修や派遣研修の充実を図る。
- (2) 組織連携の強化
組織で仕事をする職場づくりに取り組むとともに、苦情やトラブルに対して組織で対応する体制づくりを行い、組織としても専門性の向上と人材育成を図る。

4 平成 29 年度税制改正の動向

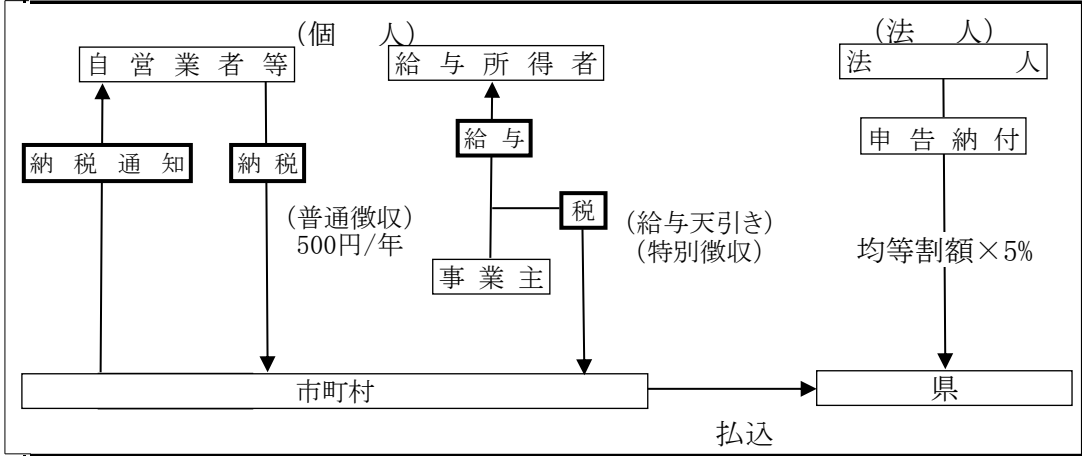
平成 29 年度税制改正で県税に関する主な改正点は、次のとおりです。

税目等	改正の要旨	改正の概要																												
自動車取得税	特例措置の見直し・延長	<p>1 エコカー減税について、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を H32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で、2年延長する。(乗用車のみ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H29 軽減率</th> <th>H30 軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車等</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">P G ソ リ ン 車 ・ H V 車 ・ L 車</td> <td>H32 燃費基準+40%達成</td> <td rowspan="2">60%軽減</td> <td>80%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準+30%達成</td> <td rowspan="3">40%軽減</td> <td>60%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準+20%達成</td> <td rowspan="2">20%軽減</td> <td>40%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">20%軽減</td> <td>20%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準達成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">H27 燃費基準+10%達成</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ガソリン車・LPG車・HV車は、いずれも H17 排出ガス基準 75%提言達成車又は H30 排出基準 50%低減達成車に限る。 トラック・バスについては、燃費基準の見直しは行わず、同じ燃費基準でも軽減率を若干引き下げ、よりインセンティブを高めた形で、2年延長する。</p> <p>2 初めて新規登録を受ける自動車以外で、一定の環境基準を満たす自動車を取得した場合に自動車取得税を一定額控除する中古車特例については、これまでと同様にエコカー減税の要件を満たす中古車を対象とすることとし、2年延長する。</p> <p>3 過疎地域等における生活路線バスの自動車取得税の非課税措置について、取得期限(現行平成 29 年 3 月 31 日までの取得が対象)を平成 31 年 3 月 31 日まで延長する。 (平成 29 年 4 月 1 日施行)</p>	区 分		H29 軽減率	H30 軽減率	電気自動車等		非課税	非課税	P G ソ リ ン 車 ・ H V 車 ・ L 車	H32 燃費基準+40%達成	60%軽減	80%軽減	H32 燃費基準+30%達成	40%軽減	60%軽減	H32 燃費基準+20%達成	20%軽減	40%軽減	H32 燃費基準+10%達成	20%軽減	20%軽減	H32 燃費基準達成			H27 燃費基準+10%達成			
区 分		H29 軽減率	H30 軽減率																											
電気自動車等		非課税	非課税																											
P G ソ リ ン 車 ・ H V 車 ・ L 車	H32 燃費基準+40%達成		60%軽減	80%軽減																										
	H32 燃費基準+30%達成	40%軽減		60%軽減																										
	H32 燃費基準+20%達成		20%軽減	40%軽減																										
	H32 燃費基準+10%達成			20%軽減	20%軽減																									
	H32 燃費基準達成																													
H27 燃費基準+10%達成																														
自動車税	特例措置の見直し・延長	<p>1 自動車税におけるグリーン化特例(軽課)については、重点化を行った上で2年延長するとともに、グリーン化特例(重課)についても現行の措置を2年延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2">75%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 年度燃費基準+30%達成</td> </tr> <tr> <td>H32 年度燃費基準+10%達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気自動車を除き、いずれも H17 排出ガス基準 75%提言達成車又は H30 排出基準 50%低減達成車に限る。 (平成 29 年 4 月 1 日施行)</p>	区 分	軽減率	電気自動車等	75%軽減	H32 年度燃費基準+30%達成	H32 年度燃費基準+10%達成	50%軽減																					
区 分	軽減率																													
電気自動車等	75%軽減																													
H32 年度燃費基準+30%達成																														
H32 年度燃費基準+10%達成	50%軽減																													
不動産取得税	不動産取得税の特例税率の延長等	<p>1 サービス付き高齢者向け住宅に係る不動産取得税を2年延長する。</p> <p>2 サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税を2年延長する。</p> <p>3 買取再販事業者が中古住宅(新築から10年以上経過しているものに限る)を取得し、2年以内に一定のリフォーム(耐震、省エネ、バリアフリー等)を行った上で個人(自己居住用に限る)に販売した場合に、買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税の税額を減額する特例措置の適用期限を2年延長する。 (平成29年4月1日施行)</p>																												

5 平成17年度から導入した税について

※平成26年度に検討を行い、平成27年度以降平成31年度まで制度を継続することとされました。

1 水とみどりの森づくり税

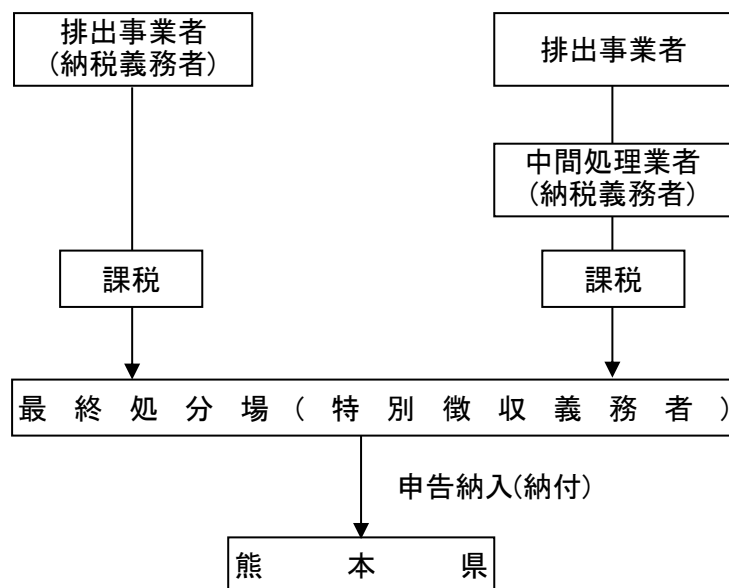
目的	水とみどりの森づくり税は、森林の現状を県民の皆様に御理解いただき、森林の持つ水源かん養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るための税です。																				
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税(上乘せ)方式																				
納税義務者	県内に住所がある個人等と事業所等がある法人等で県民税均等割が課税されている方。																				
税率	<p>個人: 年額500円 ※ 個人県民税均等割額1,000円(標準税率)に上乘せします。</p> <p>法人: 法人県民税均等割(標準税率・年額)の5%相当額 ※ 平成17年4月1日以後に終了する事業年度から法人県民税均等割額(標準税率)に上乘せします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の額の区分</th> <th colspan="2">法人県民税均等割額</th> </tr> <tr> <th>標準税率(年額)</th> <th>水とみどりの森づくり税(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)</td> <td>800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 10億円超 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 1億円超 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>④ 1千万円超 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記以外の法人</td> <td>20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める額をいいます(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令で定めるところにより算定した金額)。</p>	資本金等の額の区分	法人県民税均等割額		標準税率(年額)	水とみどりの森づくり税(年額)	① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	800,000円	40,000円	② 10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円	③ 1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円	④ 1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円	⑤ 上記以外の法人	20,000円	1,000円
	資本金等の額の区分		法人県民税均等割額																		
標準税率(年額)		水とみどりの森づくり税(年額)																			
① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	800,000円	40,000円																			
② 10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円																			
③ 1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円																			
④ 1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円																			
⑤ 上記以外の法人	20,000円	1,000円																			
納税方法	<p>個人: 市町村による普通徴収 給与所得者は事業主による特別徴収</p> <p>法人: 申告納付</p> 																				
税の使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営放棄され荒廃した森林の整備 ・ 県民参加の森林づくりの推進(ボランティア活動の支援、森林環境教育の推進)など 																				

2 産業廃棄物税

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てられる目的税です。

▶ 納める人

- 産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した排出事業者・中間処理業者の方が負担する税金で、最終処分業者(特別徴収義務者)が県に代わって徴収し、県に納めます(申告納入)。
* 産業廃棄物の最終処分を市町村や一部事務組合が管理運営する一般廃棄物最終処分場において行う場合も含まれます。
- 事業者自ら排出した産業廃棄物を、自己設置の最終処分場に埋立処分する場合には、自ら県に納めることになります(申告納付)。



▶ 納める額

産業廃棄物1トンにつき1,000円

産業廃棄物の重量の測定が困難な場合は、換算係数で換算した重量となります。

▶ 申告と納税

年4回県に申告し、納めることになっています。

対象期間	申告納期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	翌年1月末日